

実施期間

令和3年4月1日(木)から

令和3年11月30日(火)まで

**教育旅行で、花巻市内に宿泊していただくと、
花巻市所管の対象施設を無料でご利用いただけます**

花巻市外の学校が、学校行事の一環として花巻市内の宿泊施設での宿泊を伴う教育旅行を実施し、同教育旅行期間中に花巻市が所管する対象施設を利用した際、学校の児童、生徒、学生及びその引率者を対象として市施設入館料等を全額免除いたします。

対象施設一覧

施設名	住所	電話番号	FAX
宮沢賢治記念館	矢沢1-1-36	0198-31-2319	0198-31-2320
宮沢賢治童話村	高松26-19	0198-31-2211	0198-31-2213
花巻新渡戸記念館	高松9-21	0198-31-2120	0198-31-2120
萬鉄五郎記念美術館	東和町土沢5-135	0198-42-4402	0198-42-4405
高村光太郎記念館	太田3-85-1	0198-28-3012	0198-28-3012
花巻市博物館	高松26-8-1	0198-32-1030	0198-32-1050
石鳥谷歴史民俗資料館	石鳥谷町中寺林7-7-1	0198-45-4513	0198-45-4513
花巻市総合文化財センター	大迫町大迫3-39-1	0198-29-4567	0198-48-3001
大迫郷土文化保存伝習館	大迫町内川目1-2	0198-29-4567 (総合文化財センター)	0198-48-3001 (総合文化財センター)
石鳥谷農業伝承館	石鳥谷町中寺林7-28-1	0198-41-3152 (教育委員会文化財課)	0198-45-1321 (教育委員会文化財課)

ご利用の際の条件等**【利用対象者】**

学校行事の一環として花巻市内の宿泊施設での宿泊を伴う教育旅行を実施する花巻市外にある学校の児童、生徒、学生及びその引率者。

(学校:小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び専修学校)

【宿泊施設】

市内の旅館業法第3条第1項に規定する許可を受けた者又は住宅宿泊事業法第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者が営む施設に宿泊すること。

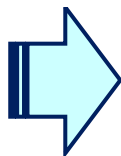
【その他】

施設予約及び旅行日程表の提出が事前に行われていること。

手続きの流れ

※学校関係者以外では、当該教育旅行の旅行業務を取り扱う旅行会社の担当者が手続き可能。

①利用を希望する施設に直接連絡し予約をする。



②施設予約の際又は決定次第、旅行日程表を施設に提出する。



③事前又は旅行当日に免除申請書を施設に提出する。